

お知らせ

6月は児童手当「現況届」の提出をお忘れなく

児童手当を受けている方は、毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。この届は、毎年6月1日における状況を記載し、引き続き手当を受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。この届の提出がないと、6月以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。
 ※公務員の方は、勤務先へ提出してください。
■提出期限 6月30日(火)
■現況届に必要なもの
 印鑑(別途、書類の提出が必要となる場合があります)
■受給資格
 中学校修了前(15歳到達後、最初の3月31日まで)の児童を養育している方。
■児童手当の額
 ・3歳未満 月額1万5千円
 ・3歳以上〜小学校修了前 月額1万円
 ・(第3子以降は1万5千円)
 ・中学生 月額1万円
 ただし、所得制限以上の場

合はこの月額は適用されず、児童1人あたり月額5千円が支給されます。
■第3子の数え方に関する補足
 養育する児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童)のうち、年長者から第1子、第2子と数えます。

■手続き
 福祉課または各総合支所・出張所
■問い合わせ
 福祉課 民生福祉班
 ☎0820(77)5505

子育て世帯臨時特別給付金を支給します

■対象者
 令和2年4月分(3月分含む)の児童手当を受給している方
■手続き
 手続きは原則、不要です。ただし、公務員の方のみ居住市町村への申請が必要です。期限がありますので、お早めに申請してください。(周防大島町の申請期限は、9月30日(水) 申請には所属庁の証明が必要ですので、証明に関する詳細は所属庁へご確認ください。

■支給方法

原則、児童手当の受給口座への振り込みにより支給します。
 ※口座を変更・解約等し、給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合は、至急、ご連絡ください。

※口座の変更・解約等により12月31日(木)までに給付金の振り込みができない場合は、本給付金は支給されません。
■問い合わせ
 福祉課 民生福祉班
 ☎0820(77)5505

木造住宅耐震診断・耐震改修補助事業について

町では、地震災害対策の一つとして、「木造住宅耐震改修補助事業」を実施しています。これは、木造住宅の耐震改修工事に係る費用の80%を補助する制度で、最大で100万円を限度に町が助成します。また、「木造住宅耐震診断」は一般診断法により建物の構造評点を算出するもので、木造住宅の耐震改修補助を受けの際に必要となります。本事業は平成17年度から無料で実施しており、今年度は15戸の調査を予定していますが、予

定戸数を超えた場合は、選考により来年度の調査にさせていただきます。あらかじめご了承ください。

●耐震診断

■対象

次の要件をすべて満たせば耐震診断を受けられます。

- ・一戸建て木造住宅で、在来軸組工法、伝統的工法および枠組壁工法で建築されたもの
- ・昭和56年5月31日以前に着工したもの
- ・一戸建ての専用住宅(住宅部分が50%以上の併用住宅も含む)
- ・3階建て以下で現に居住しているもの

■申込方法

各総合支所、出張所に備えてある申込書に必要書類を添えて総務課(大島庁舎)または各総合支所、出張所に提出してください。

■申込期限 10月30日(金)

●耐震改修

■対象

次の要件をすべて満たせば耐震改修補助を受けられます。

- ・耐震診断済みの一戸建て木造住宅で、上部構造評点が1.0未満のもの

・耐震改修工事により上部構造評点が0.7以上に向上するもの
 ・今年度中に改修工事に着手し、完了するもの

■町税を滞納していない人

■申請方法

次の書類と印鑑を持参し、総務課(大島庁舎)で手続きしてください。

- ・対象住宅の建築年月日が確認できる書類(固定資産税課税明細書の写し等)
- ・耐震診断結果報告書
- ・改修後の上部構造評点が確認できる補強計画書
- ・改修工事費の見積書、内訳書

■問い合わせ

総務課 消防防災班
 ☎0820(74)1000

自衛官候補生募集

■応募資格

18歳以上33歳未満の者

■受付期間

年間を通じて受付

■試験期日

受付時にお知らせします。

■問い合わせ

自衛隊山口地方協力本部
 柳井地域事務所
 ☎0820(22)8199